

大正期の母性保護論争に見られる二つの論点

松 田 惠 美 子

はじめに

一 フェミニズムに関わる日本の女性たちの動き

二 母性保護論争

まとめ

はじめに

筆者はかつて、明治末期から大正初期にかけて刊行され、多くの女性たちが様々な問題をそこで論じた雑誌『青鞥』における三大論争を取り上げた。即ち貞操論争、墮胎論争、廃娼論争である。そしてこの論争から『青鞥』の女性たちが、男性が支配し、女性が従属するという権力関係が構造的に存在する社会に自分たちが生きていることを、感覚的に捉えていたことを示し、また彼女たちの視点は、現代の日本におけるフェミニズムの理論展開の萌芽と言えるものであることを示した。¹⁾

この『青鞥』は創刊後五年に満たぬうちに休刊となったが、その後も女性たちの活発な議論は続いた。そこでその一つ「母性保護論争」を取り上げ、そこでもやはりフェミニズムの理論展開に繋がる問題が論じられたことを示したい。

その際まず明治以降の日本におけるフェミニズムに関わる女性たちの動きを概観し、母性保護論争の位置付けを確認したうえで、母性保護論争を分析するものとする。その場合母性保護論争の論点に重なるという意味で、日本の一九八〇年代の議論にまで言及することになる。

日本では明治以降女性たちが女性に関わる具体的な問題を巡り、しばしば論争をしており、『青鞥』の三大論争はそのことを明確に示したわけだが、この『青鞥』の論争に加わった女性たちが重複して母性保護論争に加わった。そのため母性保護論争では各論者の個性がより明らかとなり、その反射効として論ずべき焦点が鮮明となったとも言える。即ち、国家と女性（個人）の関係をどう捉えるかという問題、個人を個として捉えるのか或いは関係性の中または共同体の中の個人として捉えるのかという問題、そして家庭での労働を不払い労働としてよいのかという問題の存在がわかりやすくなったのである。これらがいずれも、現代において論じられている問題と重なり合っていることは明らかであろう。

一 フェミニズムに関わる日本の女性たちの動き

まずフェミニズムであるが、フェミニズムの大きな動きとして、フェミニズムの第一波（第一期）と第二波（第二期）がある。

第一波フェミニズムはフランス革命を契機として生じ、ほぼ二十世紀の中頃まで続いた女性たちの運動と言える。

近代国家の登場と並行して生まれたフェミニズムは、「近代」と大きく関わっている。⁽²⁾

近代に入り個人は中間的な権力に服することなく、直接国家と対峙することになった。つまり個人は直接に国家を意識して生きることになり、その個人の生きる空間として社会が捉えられることになる。この社会は市民社会であり、また市場社会である。社会の中で個人は自由であり、平等であり、また自由な経済活動を保障されている。

この近代社会を法という側面から見ると、国家からの介入を受けない自由な活動領域の法秩序は私法と観念される。一方で国家組織や権力行使に関わる公法があり、私法と公法は市民社会と国家の分離に対応する形で区別された。⁽³⁾

ところで政治的領域としての国家と経済的領域としての市民社会と捉えた場合、もう一つ家庭がある。国家と市民社会は公的な領域であるのに対して、家庭は私的な領域であった。公的領域は家庭を代表する男性家長により構成される。公的領域で男性家長は平等に権利を有し、自由に経済活動をし、互いに各人の私的領域のことに口は出さないことになっていた。一方男性家長は家庭では、女性と子供を保護監督した。ここからわかるように、近代に入った段階で謳われた自由と平等とは、公的領域での男性についてのものであった。

そのためフランス革命で採択される「人権宣言（人および市民の権利宣言）」の指す「人」は男性、より詳しく言えばブルジョワ白人男性であった。⁽⁴⁾

これに異を唱えたのがフランス人女性、オランブ・ド・ゲージュである。彼女は「女性および女性市民の権利宣言」を作る。これは一七八九年八月の「人権宣言」の各条文の権利主体を、女性・女性市民或いは両性に変更する形で作られており、一七九一年九月に公刊されている。例えば「人権宣言」の第一条「人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的差別は、共同の利益にもつづくのでなければ、設けられない。」に対し、「女性および女性市民の権利宣言」の第一条は「女性は、自由なものとして生まれ、かつ、権利において男性と平等なものとして生存する。社会的差別は、共同の利益にもつづくのでなければ、設けられない。」として

いる。⁽⁵⁾

また同じ頃イギリスではメアリ・ウルストンクラフトが、『女性の権利の擁護 (A Vindication of the Right of Women)² (一七九二年)』を著わした。同著においてウルストンクラフトは、女性の欠点と言われることは、男性の専制支配の下で、女性の受ける教育や社会における地位から生じたにすぎないもので、女性が肉体的にも、精神的にも、また市民として自由にされるなら、このような欠点はなくなるのであり、女性に男性と同じ権利を与えるなら、女性は男性と美德を競う存在となると主張する。⁽⁶⁾

このようにヨーロッパで女性たちは、我々にも自由と平等を与えよと声を上げた。これがフェミニズムの第一波の始まりであった。この動きは二〇世紀中頃まで続くことになり、特に女性の選挙権の獲得運動という形をとって世界各国で見られた。それゆえ各国で女性の選挙権が獲得されると次第にその動きは沈静化してゆくことになる。

ところが次の波がやってくる。一九六〇年代後半から一九七〇年代初頭のアメリカで盛んになったウーマン・リブ (女性解放運動) によって始まる、フェミニズムの第二波である。

一九六〇年代、公民権運動や反戦運動の盛んであったアメリカにおいて、男性たちとともに運動に加わっていた女性たちが、女性自身の解放を自覚するようになり、女性解放運動が始まる。具体的な動きとして、一九六八年一月にはワシントン D.C.での反戦デモの際に、「伝統的な女らしさの埋葬」と名付けた示威運動が起きており、また一九六八年九月には、ニュージャージー州のアトランタ市でミス・アメリカ・コンテストが開催された際に、性別と女性の客体化に反対するデモが起きている。

当時アメリカでは、このような女性たちの自覚に大きく関わる本が出版されていた。ベティ・フリーダン『女らしさの神話 (The Feminine Mystique)³ (一九六三年)』である。

これはアメリカの女性たちが第二次世界大戦後、良き妻・良き母として生きることこそが幸せな女の生き方であ

るといふ、いつの間にか作り上げられた社会的了解に無意識に縛られて生きているために、何かうまく表現できない不満を抱えて生きることになってしまつていると指摘し、女性も人として生きる目的をもつべきだと主張するものであつた。つまりこの本によりアメリカの女性たちは、いつの間にか作られた「女らしさ」に合せて生きようとするために、言いようのない不満を抱えることになってしまつたことに気づいたのである。(但しフリーダが対象とした女性は、白人であり、高等教育を受けることが可能な階層の女性である。)

アメリカでの女性解放運動は、組織として全米女性機構(一九六六年から一九七〇年の間初代会長を務めたのはベティ・フリーダ)も生み出しており、この組織は様々な活動を行なつた。

このフェミニズムの第二波は各国に広がり、そのまま現在にまで続いていると言える。

さてこのフェミニズムの第一波と第二波であるが、思想面からその動きを見てみると、いくつもの特徴的な潮流が見られることになる。所謂 フェミニズムと称される一定の共通点で括られる主張である。フェミニズムはいくつもあるが、ここでは最も早い時期から見られたリベラル・フェミニズム、リベラル・フェミニズムの看過していた問題に気づきそれを追究することになるラディカル・フェミニズム、そしてラディカル・フェミニズムの精鋭化から登場するポスト・モダン・フェミニズムの三つについて見てみたい。当然ながら各々を専門的に論ずるとなると膨大な紙片を費やすことになるが、ここでは第一波から第二波へという流れを見るといふ意味で、この三つを極簡単に取り上げる。

リベラル・フェミニズムにも変化はみられるが、最も初期にはオランプ・ド・グージュやメアリ・ウルストンクラフトのように、男性たちと同様に女性にも自由と平等を保障せよとの重要な主張をした。これは前述のようにフェミニズムの第一波の中で、女性たちの選挙権獲得運動を支える主張となつたものである。

ところがリベラル・フェミニズムでは公の領域で女性も男性と同じように自由と平等を保障されるべきことを問

題にしたため、私の領域に目を向けることができなかった。そのためフェミニズムの第二波の時期に入ると私の領域である家庭の中に存在する、男性が支配し、女性が従属するという権力構造（抑圧関係）の問題性にも目が向けられるようになったのである。

結局、公と私を問わずあらゆる領域で男性支配、女性従属の権力構造が存在しており、これらを根本的に変えてゆかねば男女の平等は達成されないと、第二波の頃には考えられるに至った。ラディカル・フェミニズムでは、それまでのなぜ男性にだけ権利を保障するのかと、表面上明らかな事態に女性たちが疑問を抱いた時期に比べ、表面化していなかった家庭内の男女の支配・従属関係を疑問視し、そこから更に広い範囲でこれまで見逃されていた問題に女性たちは着目した。そして隠された男性中心主義が暴かれていく。例えばしばしば挙げられるのはキャロル・ギリガン『もう一つの声 (In a different Voice)』(一九八二年)である。

女性心理学者ギリガンは、男性心理学者コールバーグの道徳性の発達度の調査において女性が男性より低い評価を受けることに疑問をもつ。

この発達度の調査として有名な「ハインツのジレンマ」では、死の病に苦しむ妻を抱えるハインツが、ある薬を使えば命が助かるかもしれないがその薬の代金が払えないとの前提で、この時ハインツは妻を救うために薬を盗んでよいかどうかという問いが男の子と女の子のそれぞれになされる。男の子のジェイクは、薬屋の所有権と妻の生命を比較して、生命に論理的優越性を認め、盗むべきだと結論付ける。ところが女の子のエイミーは、盗むのも良くないし、奥さんも死なせてはいけないから、お金を人に借りたり、ローンにするとか、何か別の方法をみつけるべきだという答え方をするのである。

コールバーグによればこのような場合、道徳性の発達度については、所有権と生命というような抽象的な概念を用い、普遍的な解決を図ろうとする男児が女兒より優れているということになる。しかしギリガンは二つの考え

方が存在するのではないかとした。つまりジェイクのような考え方と並んで、エイミーのような具体的状況に沿い、関連する人々皆に配慮した形で解決を図ろうとする考え方もあった。ジェイクに見られる考え方、「正義の倫理 (ethic of justice)」、エイミーに見られる考え方、「配慮の倫理 (ethic of care)」の双方が、人間の生活の中には存在するのだとみるのである。⁶⁾

ギリガンは男性によく見られる倫理の方を基準とし、女性によく見られる倫理は、その基準に達しないので劣っていると評価してきたのではないかと指摘したと言える。つまりどちらが優れているとは本来言えない二つの倫理につき、男性によく見られる方を優れたものと見做すところに、ギリガンは隠れた男性中心主義が存在すると見抜いたのである。⁹⁾

このようにラディカル・フェミニズムでは、これまで当然のことと見てきたことに疑問を挟む。そのためなぜ異性を愛することが普遍であると言えるのか、男性支配 女性従属の権力関係が異性愛を強制しているのではないかとする、レズビアン・フェミニズムなども生まれてくる。

ラディカル・フェミニズムは固定化した見方を疑うが、この方向性と同じとも言える「近代」というものを疑う思想も一方で生じていた。例えば「近代」が前提とした「理性的な人間」を疑うのである。近代社会では自由、平等を保障される個人が、自由な意思に基づいて判断し、その判断が尊重される。それは理性的で、合理的な判断と見做されていた。ところがポスト・モダンの立場からは、そもそも本当に理性的で、合理的な判断ができる個人など存在するのかという疑問が提起される。そして必ずしも理性的、合理的判断を瞬時にできるわけではないのが、「人」であるという前提に立ち、「主体」という形でこの点を問題にした時に「物語的主体」という捉え方がなされるようになる。

このポスト・モダンの視点は、フェミニズムにも現れる。例えば「女性の自己決定」と言いが、本当に「自己決

定」なのかと疑問視された。男性支配 女性従属の権力関係をここかしこに秘める社会構造の中で、女性が周囲からの圧力を無意識に受け、或いは己むを得ない状況に追い込まれて下した「決定」にすぎないのではないかと疑われたのである。このような観点に立つのがポスト・モダン・フェミニズムである。そのため例えば、万策尽きて子供を生むことを決めた女性について、女性が本当に子供を生むと「自己決定」したのかと問われる。そしてまた実態調査に基づいても、社会の中の様々な圧力に暴かれて不妊治療を受け続ける女性の姿が明らかにされている。¹⁰⁾

また固定化した視点をとらないポスト・モダン・フェミニズムは、非常に多面的に人を見る。そのため人のあらゆる側面に目を向け、一人の人間についても固定化した捉え方をしないところから、「主体」は言説によつて作られるとの主張が登場する。ついには一人の人間はバラバラの断片として捉えられてしまうのである。ただこのような考え方については、単なる無限の解体を生み出し、そこから現実問題の解決はならぬ生み出されぬという批判は当然でてくる。この点について筆者は「前稿」でも述べたように、ポスト・モダン・フェミニズムの主張するところを、一つの視点としてもつことに意義を認めている。¹¹⁾

このようにフェミニズムは、第一波と第二波の動きの中で様々の主張を生み出してきた。もう一つ本稿の論点と関わるものとしては、家事労働を無償とすることを問題にするマルクス主義フェミニズムが挙げられる。

フェミニズムについて極一部を概観したわけだが、今なおフェミニズムは議論を続け、理論を深化させている。そして「前稿」でも指摘したが、フェミニズムは単に女性差別を扱ふものではなく、人はあらゆることを根拠として差別を生み出すという人間の問題性について、「女性」を理由に生まれる差別を論ずる形で探究するものなのである。¹²⁾

さて次に日本における、フェミニズムに関わる女性たちの動きを見てゆくことにする。¹³⁾

興味深いのは日本の明治維新以降を概観すると、しばしば現代のフェミニズムにも通ずる視点の鋭さを女性たち

が示したことである。

早い時期には、岸田俊子が明治一五（一八八二）年四月から各地で演説を行ない、女子教育の重要性を訴えた。演説は大変な人気であった。ところが集会条例によつて度々演説を中止され、さらに一八八三年一〇月の大津での演説時には、演説の後拘引された挙句罰金刑を受けたと言つた。¹⁴

岸田の講演に感銘を受けた女性に景山（福田）英子がいる。景山は明治一八（一八八五）年、朝鮮の清と結ぼうとする勢力を排除するために朝鮮渡航を企てた人々が一斉に逮捕された大阪事件の際、その一団の中の唯一の女性であつた。景山は明治二〇年九月に、外患罪で軽禁錮一年六カ月の刑を言い渡されている。その後結婚を経て、福田英子は明治四〇（一九〇七）年に、「婦人解放」をスローガンとする『世界婦人』を刊行している。福田は同じ年に他の同志たちとともに、女子の政治結社加入の禁止を定める治安警察法（一九〇〇年三月一〇日公布、同月三日施行）を改正することを求める請願書を帝国議會に提出した。¹⁵

これらは時期的に見て、そして欧米の思想的影響を受けていた当時の状況からして、フェミニズムの第一波の下での日本の女性たちの動きと言つてもよいであろう。

この後の動きとしてよく知られるのは、明治四四（一九一一）年九月に創刊され、一九一六（大正五）年二月まで刊行された『青鞥』上で、女性たちが女性に関わる様々な問題を論じたことである。

『前稿』で挙げたことの一部を振り返ってみる。例えば生田花世は、女性が仕事を続けようとする、解雇されぬために男性の上司によるセクシャル・ハラスメントに耐えねばならなくなっているという日本社会の構造的矛盾を指摘した。原田皐月は小説の中で、子を生むとより重い責任を負うことになるので、今の段階で墮胎したのであり、胎児の幸福と信ずることを行なうのは母の権内にあることだと、女に語らせた。また平塚らいてうは、仕事をもち女性が妊娠した時に抱える矛盾に着目した。そして青山菊栄は、売春を生み出す社会構造の問題性を指摘して

いる。

このように『青鞥』の女性たちは、現代のフェミニズムが追究の課題とするところの問題性を感覚的に捉えている。このように『青鞥』の女性たちは、現代のフェミニズムが追究の課題とするところの問題性を感覚的に捉えている。

そしてこれに続くのが大正七（一九一八）年の母性保護論争である。この論争の分析は次章で行なう。

ところで日本ではフェミニズムの第一波の下にあったと言える時期には、女性の選挙権の獲得問題はどうなっていたのであろうか。

岸田俊子や特に福田英子の活動からわかるように、女性たちの政治的権利要求の声は明治時期より生じており、選挙権については大正一二（一九二三）年に婦人参政権同盟が結成されている。そしてそれは一九二五年に婦選獲得同盟となった。一九二五年の普通選挙法では選挙権を認められなかったものの、女性たちの運動は続いてゆく。昭和五（一九三〇）年には婦選獲得同盟の主催で、全日本婦選大会が開かれている。この大会は毎年開催され、一九三七年の第七回大会まで続いた。但し戦時色の強まる中、その主張は表現の仕方を変えてゆくことになり、昭和一一（一九三八）年にはついに大会が開かれなかったのである。¹⁹

日本で女性に選挙権が与えられるのは戦後、昭和二〇（一九四五）年二月十七日公布の衆議院議員選挙法においてである。男性と等しく女性にも二〇歳以上に選挙権、二五歳以上に被選挙権が認められた。

では一九四五年に女性たちは選挙権を獲得したということで、日本での女性たちの動きは沈静化したのであろうか。フェミニズムの第一波と第二波という面から見ると、日本では一九七〇年より日本のウーマン・リップ、女性解放運動が始まり、アメリカで生じたフェミニズムの第二波と時期的には重なるため、ここで日本も第二波の時代に突っ入ったとも言える。

しかし女性たちの動きという面で見ると、日本では昭和三〇（一九五五）年から第一次主婦論争が始まり、昭和

三五（一九六〇）年には第二次主婦論争、ウーマン・リップの時期に重なる昭和四七（一九七二）年には第三次主婦論争が起きている。フェミニズムの第一波、第二波に関わらず、日本では女性たちの議論が続いていたのである。

第一次主婦論争では、家庭生活に変化が生じてきた現在、女性の誇りを取り戻すために、主婦は主婦という職業以外に仕事をもつべきではないかとの問いかけがなされたことを発端に、主婦について様々な意見が提起された。

第二次主婦論争では、主婦労働が経済学的に価値がないとされ、報酬が得られないことが問題とされた。ウーマン・リップの渦中にあつた第三次主婦論争では、主婦の生き方について様々な意見が提起された。¹⁵⁾

ところで第三次主婦論争の時期に当たる日本のウーマン・リップについてもここで簡単に述べる。発端となつたのは、一九六〇年代末の日本で盛んであつた社会運動や学生運動の中から生まれた女性たちの行動、つまり一九七〇年の田中美津によるガリ版刷り「便所からの開放」配布や、「ぐるーぷ・闘つおんな」の活動開始である。また大きく関連するのは、昭和四四（一九六九）年から優生保護法の改正（改悪）の動きがでてきたことである。一九四八年に公布、施行され、当時存在した優生保護法では人工妊娠中絶を認める五つの理由を定めていた。ところが将来の労働人口の減少を心配し、五つの理由のうち「経済的理由」を削除する一方、胎児に障害のある場合については中絶を認めるという形に改めるものとされ、その法案が一九七二年五月に国会に提出された。実際の中絶のほとんどが「経済的理由」でなされていたため、これを禁ずるのは女性の管理化であるとして女性たちから反対運動が起きた。またこの法案に対しては障害者たちからも、我々は生まれてこなければよかったのか、との疑問が提起されることになり、ついに優生保護法の改正（改悪）案は廃案となつた。¹⁶⁾

さて主婦論争の後、多数の女性たちの意見提起を引き起こした「アグネス論争」が一九八七 八八年に起きている。

幼児を連れて活動する芸能人アグネス・チャンへのマスコミの対応について、中野翠と林真理子が各々週刊誌の

連載担当欄で批判的見解を述べたことにこの論争は端を発する。社会学者上野千鶴子の議論への参加から、この論争の焦点は働く女性の子連れ出勤の問題に絞られてしまった感があるが、それ以外の観点から見ても種々の興味深い問題が詰まっている論争と言える。¹⁹⁾

以上、日本の女性たちの動きを概観した。日本ではフェミニズムの第一波、第二波と重なる側面も見せながら、明治以降具体的な問題を巡って女性たちの議論が続いていたと言える。その中の一つの論争が母性保護論争ということになる。そこで次章で母性保護論争を見てゆきたいと思う。

一一 母性保護論争

母性保護論争は、大正七（一九一八）年に起きた。これは与謝野晶子が、女子は経済的に男子に依存せず徹底して独立せねばならない、と主張するところから始まる。²⁰⁾

与謝野は、女子は体質が不良ゆえに精神的にも労働的にも能率面で劣るとし、また知識が欠乏しているため萎縮してしまっているとする。そして体質を改善するためには男子の財力に頼って衣食する寄生状態から脱し、男子に気兼ねせずに男子と対等の栄養を取れるようになること、また知識を具えるにも男子の財力に頼らずに自ら教育を受けつるようになることが必要とする（八一―八二頁）。

但し与謝野は、自身も働かなければ生活できない状況にある女子は自労自活は当然となるので、親兄弟や夫の財力によって自分自身は働かなくとも生活できる状態にある女子に対して、自労自活を呼びかけられている。そしてこの場合与謝野は、女性教員や女医などにすべての女子が就くことができるわけではないので、工場労働に従事する誠意と勇気が女子に必要になると言う（八三―八四頁）。

さらに与謝野は、生殖的奉仕によって婦人が男子に寄食することは奴隷道徳であるので、同じ理由から国家に寄食してはならないとし、妊娠分娩等の時期にある婦人が国家に向つて経済上の特殊な保護を要求することに反対だと言つ。与謝野は婦人は如何なる場合にも依頼主義を採つてはならないと言つのである。そのため与謝野は、物質的生活、子供の哺育と教育を持続し得るだけの経済上の保障が男女相互の労働によって得られる確信があり、それだけの財力を双方が貯えられた段階で、結婚、分娩をすべきだとするのである。そのため男子の財力をあてにして結婚し分娩するものは、経済的に依頼主義を採つて男子の奴隷となることだ、或いは男子の労働の成果を侵害・盗用することだ、とも言う（八五頁）。

この与謝野の考えに対し、平塚らいてうは反論する。平塚は、与謝野が母性保護の主張を、婦人が生殖的奉仕によつて男性に寄食するのと同様に、国家に寄食しようとするもので、いずれも依頼主義であるとして排斥する点を問題としている。

平塚は、与謝野は現社会の事実を無視して、特殊な天分と精力をもつ自分のみを基準にして、非常に主観的な判断を下すという傾向があるとする（八七頁）。

平塚は母性保護の主張がみられる欧州では、結婚制度の改革問題、さらには私生児問題が存在することを挙げる。欧州では私生児を生んだ女性は社会的に非難され、そのために経済生活は困難に陥り、一方で私生児の父は何の責任も負わない、つまり母のみがすべての負担を引き受けることになっていると言つ。そして私生児たちは経済的理由から、およそ母の下で育つことはできず、また社会の侮辱、虐待に堪えねばならず、真の母の温かい愛を受けることができないことになる。その結果健康面で劣り、犯罪者、浮浪人、淫売婦などになるものもでてくる（八八、八九頁）。

そして平塚は、国家はこのような私生児を保護し、心身の健全な発達を計らねばならず、また子供を保護するに

はその母を保護する必要があり、母親の妊娠、分娩、育時期における生活の安定を国家は助けなければならぬとする。さらに平塚は私生児問題に関わらず、母の務めを尽せないほど貧困な者に対して国家は補助を行なうべきだとする（八九頁）。

平塚は、婦人は母となることで、個人的存在から社会的、国家的存在となるのであるから、母を保護することは、その子供を通じて全社会の幸福、全人類の将来のために必要だとも言っているのである（八九頁）。

これに対して与謝野が反論する。与謝野は経済的に独立する自覚と努力さえあれば、女子が貧困にして母の職能を尽し得ないような境遇に沈淪することは予め避け得ると言つ。与謝野は、女子にはこの自覚と努力が重要なので、国家の特殊な保護は一般の婦人にとつて望ましいことではなく、一部の婦人のために己むを得ず要求されるべき性質のものであると主張する（九八 九九頁）。

このように極力女子は経済的に独立することに努め、安易に国家に頼るべきではないとするのが与謝野であり、それはまた夫からも経済的に独立しているといふことなのである。そのため経済的に無力な女子が軽率放縱に結婚することを憂え、男子の注意を引くことを露骨に示す一般女子に対しては、精神的、経済的に無力なため、労働によつて独立することをせず、廉恥も名誉も忘れ、身を男子に売ろうとする者ではないかとまで言っている（一〇一頁）。

この他与謝野は、平塚は「国家」に多大の期待をかけているとして、そもそも国家を改造するには個人の改造をまずせねばならず、なぜ平塚は個人の尊厳と可能性について述べないのかと言っている（一〇二頁）。

これに対して平塚が再び反論する。そこでさらに明らかになるのは、女子と国家との関係についての平塚の捉え方である。

平塚は、子供は自分の私有物ではなく社会のものであり、国家のものであると言つ。子供の数や質は国家社会の

進歩発展に大きく関係するので、子供を生み且つ育てる母の仕事は個人的な仕事ではなく、社会的、国家的仕事だとする。この母の仕事は婦人のみに課せられた社会的義務であり、さらによき子供を産み、よく育てねばならないという二重の義務になっているとする。このような義務を負う母を国家は保護する責任があると言っているのである。逆に母を保護しなければ社会に有害な人間が生み出され、国家にとって害になるとも言う(一〇八頁)。但し平塚の意図はこれだけ国家にとって重要な仕事をしている女性に対し、国家は報酬を与えて当然なのであると主張することであり、また妊娠、出産、育児の期間に経済的保障が与えられることが女性の独立を可能にするとの発想なのである。

実は平塚は、よき母となろうと思つと、よき職業婦人になり得ず、よき職業婦人になろうと思つと、よき母になり得ないという家庭生活と職業生活の矛盾争闘に婦人が陥るとして、この問題の大きさを主張している(一一一頁)。これだけ大きな問題を抱える女性に保護を与えるべきだと言いたいのであるが、しかしながらそれでもなお平塚のこの国家に対する無条件の信頼は、与謝野も若干感じとつているようであるが、その対価として生じうる国家からの抑圧を考えると、危惧を覚えざるをえない。この危惧は平塚が、女子は国から母の社会的地位や、その仕事の尊さを自覚して働くことに対する報酬を得ているということ、家庭での婦人の生活はより真面目な勤勉なものとなり、もし母の職能を尽さない婦人については、国家は報酬を与えないとか、子供を取り上げてしまつようになればよいのではないかと主張していることを見ると(一一三頁)、より大きくなる。

さて次にこの与謝野・平塚の論争を取り上げ、独自の分析をした山川菊栄の主張に目を向ける。

山川は二人の根本的相違として、育児期にある婦人が職業に従事することが可能か不可能かという点について、与謝野氏は可能であるので国家の保護は無用また却て有害とするのに対し、平塚氏はこれは不可能なので国家の保護を必要とすることにありとする(一三九頁)。

このように分析する山川は、婦人が育児のために家庭外の労働に服することのできない間、社会の手によって扶養されることは不自然ではないとする。育児期にある婦人に生活費を稼ぐことを要求するのは、婦人に二重の負担を要求するものと山川は考える。そして家庭における婦人の労働が不払い労働となっている点を問題とするのである。山川は育児期にある婦人への国家の保護は家庭において社会的任務に服しているといえる婦人に正当な支払をなし、経済的独立を可能とすることになるのであるから、与謝野氏の言うように婦人が寄食することにはならないとする（一三九—一四一頁）。

山川は与謝野、平塚いずれの主張にも一面の真理があり、婦人の経済的独立、母性の保護はいずれも重要であるので、双方の実現が婦人の地位の安定に資するとの立場である。但し山川の主張は婦人問題の根本的解決には経済関係そのものを改変しなければならぬとするものである（一四二—一四三頁）。

この他山川は、与謝野の主張が十八世紀末に欧州で生じ、十九世紀後半に世界に広がった女権運動の伝統を継承しているとし、また平塚の説は旧来の女権運動に対抗して、その補足或いは修正として十九世紀初頭に北欧に起きた母権運動の系統を引くものと位置付ける（一三二—一三三頁）。

山川は、女権運動は例えば婦人にも労働の権利を認めるといような、男女の機会均等を主張するのに対し、母権運動は機会均等を単純に主張することから生ずる弊害を修正するところから生まれ、婦人の本来もつ生活の権利を要求するものとしている。しかしやはりそのいずれもが、現在の経済関係に根本的原因があることに思い至らぬことが問題だとしている（一四六頁）。

資本主義社会自体の改革こそ必要とする山川ではあるが、与謝野、平塚双方の主張に一理あるとする。ところがこの与謝野・平塚の論争に加わるもう一人の論者、山田わかと山川は大きく対立することになる。そこで山田わか of 主張を見てみる。

山田は社会の単位は家庭であるとする。この家庭で社会道徳のもととなる利他主義を身につけるとする。また男女が調和している健全な家庭を作ることが婦人にとって重要と言う。山田は産業の発展に伴い、人々は産業のための労働に従事することになり家を出た結果、家庭が破壊されていると言う。そして婦人を家庭に引戻して婦人の天職を全うすることを望むとしている（九三―九五頁）。

この山田の主張に対して山川菊栄は反論する。

山川は女子の独立とは、結婚するか否かにかかわらず、女子が自己の意思に基づいて行動し得る自由と実力を持つことで、男女同等または男女同権とは、性別によって社会的地位に優劣をつけないことであるとして、山田がこの点を十分理解していないのではないかとする（一一二頁）。

山川は家庭生活は人間生活の一つの方便であり、それ自身が目的となるのではないとし、男女はできる限り各自の天分の發揮に努めることが自他の利益となるとしている。そして自分と山田の意見の根本的相違点は、社会の単位は個人か家庭かという問題にまで行き着くとする。そして山川は今日の家庭関係は、原始時代以来変遷を遂げてきた経済組織の結果として時代の要求に応じて生まれたものにすぎないとし、人間あつての家庭だと言つ（一一五―一二六頁）。ここでも山川は現在の経済組織を問題としており、山田のように家庭の安定を望むのであれば、経済組織の改革こそ目指すべきだとの考えが根底にある（一二八頁）。

その一方で山川は、山田のような「女の性質は其々である」とか「女の天職は之々に限る」といふような言説に、「無自覚の男子中心主義」を読み取り、これは婦人に対する越権をなす不遜を憚らない行為だと厳しく批判する（一二九―一三〇頁）。

さらには山川は生殖育児を女子の最高使命であるからとして、特に優遇することの必要を認めるつもりはなく、またその最高使命を負うことの代償として女子を社会生活に関与させず、家庭に逼息させるという考えにも従つ

もりはないと言っている(一三二頁)。

このように山川は、山田の家庭を社会の単位とし、その家庭の安定を図るために、「女の本当の性質」との言説を用いることで婦人行動を規定しようとする考え方を徹底して批判するのである。

次にもう一度山田の論を見てみる。

山田は人間はそもそも社会で絶対的に独立して生きてゆけるものであるうかとの疑問をもつところから、与謝野の主張する「女子の独立」に疑義を挟む。山田は人は他人から自由を制限されるとともに、他人から独立を輔佐されて、もちつもたれつの中で生きていくとする。また独立して収入を得ようとして会社や工場で働くことを選んだ婦人についても、家の中では夫に隷属、外においては資本家に隷属するという矛盾を実験していると言つのである(二四八—二四九頁)。

この状況の打開のために山田は、婦人は家庭において慈愛の手で子を養育し、外で働く夫が精力を養うために家庭を温かくととのえるのであるから、この婦人の価値ある仕事に対して、男に金を支払わせるべきなのだと言張する。もし男がこの金の支払いができない事情がある場合には、国家がその男子に替って母を補助すればよいと言つ(二四九—一五〇頁)。

山田は子供の養育に、場合によって国家から補助を受けるのは、「母の位置にある婦人の権利だ」と言つ(一五〇—一五二頁)。そして婦人が母の職務に従事し、それに対する報酬を夫又は国家に仕払わせるなら、与謝野が主張する婦人の独立、つまり婦人の収入の独立が得られることになると言つ(一五二—一五三頁)。

このように山田も子供の養育のために婦人が国家から補助を受けるのは当然であり、それによって婦人の収入面での独立が保障されるとの考えである。先述の如く山田は、独立して生きる人間の存在自体を疑うのであるが、それが国家との関係については、適切な国家的補助は健全な人格の発達に資すると主張することになり、与謝野が心

配するような、国家補助によって個人の責任概念や独立の精神が衰えるということにはならないと主張することになるのである（一五三頁）。

以上で四者の見解は大体提示できたと思う。

妊娠分娩期の女子の国家による保障は、女性の独立を妨げるとするのが与謝野である。

これに対して平塚、山田、山川は保護があつてよいとするが、根拠付けには少しづつズレがある。

平塚は国家が母親に保護を与えるのは当然とする。それは国家社会の進歩発展に大きく関係する子供を生み、育てる母の仕事は個人的仕事ではなく、社会的、国家的仕事であり、母を保護しなければ社会に害をなす人間を生む結果となり、ひいては国家に害を与えるからだとする。この主張は女性保護の重要性を訴えるための戦略的理論構成ともとれるが、与謝野が平塚は「国家」というものに多大の期待をかけているとすよつに（一〇二頁）、国家に対する無防備さを指摘されることになる。

山田も子の養育のために国家から補助を受けるのは当然とする。これは家庭を社会の基礎単位と捉え、女子は子と夫のために家庭での仕事に従事すべきだとし、この家庭における婦人の価値ある仕事に対して金を支払うべきだとするものである。

山川の場合は社会の単位を個人と捉える立場に立ち、家庭外の労働に服せない育児期にある婦人を国家が保護するのは、社会的任務に服しているといえる婦人に対する正当な支払いと言えらとする。

この後も四者は各々の説を補強する。

与謝野は、子供は一個の自存独立する人格者であり、平塚の言うような「社会のもの、国家のもの」とは考えられないと言う（一八八頁）。また母性の国家的保護にはあくまで反対することから、経済学者の説を根拠として、婦人の家庭内における労働は経済上の富ではないとすることで、家庭内労働に対して国家が報酬を与えることに理

論的に反対しようとする（一九一—一九二頁）。その一方で与謝野は、妊娠や分娩の期間に保険制度によって費用を補充することは良いとしている（一八七頁）。

平塚は既婚婦人が家庭生活と同時に他の労働生活を営むことの困難さを前提とした時、家庭婦人が経済的独立を計るための解決策としては、家庭労働に経済的価値を認めよと主張したいと言つ。そして子供に手のかかる間は国庫が母の仕事に報酬を支払うべきだとしている（二二二—二二三頁）。

山川は母親となつた婦人が、職業婦人であることを兼ねるかどうかは、個々の婦人が決定すべきこととする。そしてもし家事専門となることを選んだ婦人についてもその利益は擁護されるべきであり、そのためには職業婦人の間の労働組合と同性質の主婦同士の組合が必要であらうと言つ（一九六—一九八頁）。また山川は婦人の家庭労働が正当な感謝と報酬に価せぬものと看做される理由は、今日の経済組織が商品の生産以外の労働を無用視している結果だとしている（一九九頁）。

山田は妊娠や授乳が女にしかできないという現実が存在することから、男と女の区別はあるとの前提に立ち、普通一般の婦人は生理上、心理上男子より子女の養育に適しているのだから、その適した所に身を置けと言つことだとの主張をする（一七一頁）。そして愛を基礎にした家庭では、その中で男尊女卑や女尊男卑はないとする（一七六頁）。この主張から、山川の批判に対して山田が首肯くところは全くないということがよくわかる。

以上母性保護論争に加わつた四人の論者の考え方を見てきたが、四人とも様々な観点を含み込んだ形で自説を展開するため、中に見られる観点を絞ることは難しい。しかし敢て筆者の視点から三つの論点を抜き出したと思つ。

まず与謝野、平塚の論争からわかるのは、国家と女性さらには国家と個人の関係をどう捉えるかという問題の存在である。与謝野の指摘する、国家による安易な保護は女性（個人）の独立性を阻害する这一点は重要に思われる。個人の自立性を弱めることなく、適切な保護をなすためには国家はどうあるべきかという問題を考えさせられ

る。

また山川、山田の相違点とされる社会の単位を個人と捉えるか、家庭と捉えるかという点に関わる問題がある。現代でも論じられる社会の単位を個人と捉えるとしても、その個人について、あくまで一個の個人と考えるか、人と人との関係の中で生きている個人、或いは共同体の中の個人として考えるかという、人の位置付けの根本的相違の存在である。この相違に基づく視点は、社会の制度構築また制度の具体的な運用の局面で様々な違いを生み出すと思われる。

そして平塚、山川、山田のいずれもが問題視している、家庭での労働を不払い労働とすることである。既述の如くこれは一九六〇年に起きた第二次主婦論争でも議論の焦点となった。さらに今に到るまで未解決となっている課題である。

まとめ

二章で述べたように、母性保護論争には三つの論点が見られる。改めて各論点を検討したい。まず論点の一、国家による保護は女性の独立を妨げるかという、国家と女性、さらには国家と個人の関係についてである。

与謝野は妊娠分娩の時期にある女性が国家による経済上の保護を受けることは、女性の独立を妨げると言うが、与謝野の主張は安易な国家による保護に反対することであるから、妊娠・分娩の時期に保険制度により費用の援助を受けることは可とする。しかし平塚、山田、山川いずれもが与謝野に反対するように、妊娠・出産時の国家による保護を否定する意見はおそらく少数であろう。とはいえ与謝野の言う女性の独立を妨げるとの観点はやはり重要

である。

この問題は現在もしばしば議論の対象となる女性の「自己決定」と関わってくる。「前稿」で挙げたように、「自己決定」についてはフェミニズム、法律学のいずれにおいても論じられている。両分野において一章で挙げたような、「自己決定」自体の意味が問われているということだが、「前稿」で述べたように、その他法律学では「自己決定」について、「支援」という関与の仕方が主張される。つまりあくまで決定するのは当事者本人であるとの立場に立ち、ただ決定までの過程で、干渉でもなく、パターナリズムでもない、当事者自身による決定を側で寄り添うことで支えるという関与の仕方が「支援」とされる。²¹⁾ここに見られる個人の自立を最大限に尊重する発想、これが与謝野の最も拘る点なのである。

そしてまた現代のフェミニズムで論じられている、「差異か平等か」の問題も大きく関係する。つまり男性と女性の間のような生物学的・生理学的「差異」の存在を認め、それに対して一定の対応策をとることは、形式的に「同一」の取り扱いをするより、実質的な意味での女性の「平等な取り扱い」に繋がるのではないかとの議論である。例えば形式的に男性と女性いずれにも夜間業務に就いてもらうことが「平等な取り扱い」なのか、妊娠中の女性は夜間業務から外すというのは、「差異」に配慮した男女の「平等な取り扱い」なのかということである。²²⁾

国家と個人の関係について、次の論点二のような意味で個人を家庭の中の一員と捉え、国家と家庭の関係まで広げて考えるならさらに、国家がどこまで家庭に介入できるのかとの問題とも関わると言える。「前稿」で挙げたように野崎綾子氏は、国家は正義に基づき正当化される場合のみ、家族への介入が許されるとする。²³⁾この他の問題を憲法との関わりで見ると、例えば辻村氏によれば、日本国憲法も家族保護のための国家の介入は必要最小限度で認めているにすぎないと解されるとする。辻村氏はまた家族の「国家権力の防波堤」機能の観点から、憲法第一三一条、第二四条は、家族の自律の尊重と家族内部の問題の不当介入の禁止を保障すると解されることも挙げている。²⁴⁾

また実質的な自由と平等を家庭内で実現するために家族法による保障の必要を言う水野氏も、その際なされるのは司法の関与の下での国家の介入とし、縛りをかけた慎重な姿勢をみせている。²⁵

次に論点二、社会の単位を個人と捉えるか、家庭と捉えるかという問題である。

これは山川と山田の相違点であったが、現代における個人をあくまで個と捉えるか、或いは人と人との関係性の中に生きる個人または共同体の中の個人として捉えるかの問題に繋がるものである。この点は「前稿」で挙げた高井裕之氏の主張に関わる。高井氏は他人との関係性の中で個人の自律を保護する手段として権利を捉えていた。²⁶そして論点三、家庭での労働が不払い労働とされる問題である。

これは平塚、山川、山田のいずれもが問題視したもののだが、家事労働の評価についてはこの後、第二次主婦論争でも議論の対象となったもので、日本では長い歴史をもつ論点であり、今なお問題となっている。

以上母性保護論争に見られる三つの論点は、いずれも現在なおその検討が課題となっている。但しそれらは皆極めて大きな課題であるため、本稿ではこの点を確認するのみとし、ここで一旦結びとしたい。

注

(1) 拙稿「『青鞥』論争から人と法へ」(『阿部照哉先生喜寿記念論文集』成文堂、二〇〇七年)以下「前稿」と称す。

(2) フェミニズムについては以下を参照。大越愛子『フェミニズム入門』ちくま新書、一九九六年

江原由美子・金井淑子編『フェミニズム』新曜社、一九九七年

リサ・タトル/渡辺和子監訳『新版 フェミニズム事典』明石書店、一九九八年

(3) 「近代」、「近代法」については以下を参照。

伊藤正己『近代法の常識』第三版、有信堂、一九九二年

- 石部雅亮・笹倉秀夫『法の歴史と思想』放送大学教育振興会、一九九五年
- (4) フェミニズムの第一波、第二波、そして「近代」との関係については、前掲注(2)『フェミニズム』中、特に次を参照。
- 細谷実「リベラル・フェミニズム」
- (5) 辻村みよ子『女性と人権』（日本評論社、一九九七年）資料編による。
- (6) 白井堯子訳『女性の権利の擁護』未來社、一九八〇年
- (7) 三浦富美子訳『増補 新しい女性の創造』大和書房、一九七七年
- (8) 岩男寿美子監訳『もう一つの声』川島書店、一九八六年
また次を参照。
- 中山竜一『二十世紀の法思想』コラム7『フェミニズムと法理論』岩波書店、二〇〇〇年
- (9) 単純に男性はこうだ、女性はこうだとする本質主義に陥るべきでないことはもちろんである。しかしながら一方、「女性文化」を積極的に用いて変革を図るカルチュラル・フェミニズムも見られる。
- (10) 「主体」、「自己決定」の問題が法律学の分野でも論じられていることは、「前稿」で述べた。「前稿」六九一 六九八頁
実態調査に基づく女性の姿については、柘植あづみ氏の研究に詳しい。
- 柘植あづみ『生殖技術』みすず書房、二〇二二年
- (11) 人を断片として捉えることになるジュデス・パトラーの説は、竹村和子氏の明解な分析を通して、「前稿」で挙げた。「前稿」六九三 六九七頁。
また筆者が認めるパトラー説の意義については、「前稿」七〇二頁及び七〇三頁注(21)で述べた。
- (12) 「前稿」六九一頁
- (13) 前掲注(2)『フェミニズム』中、特に以下を参照。
- 加野彩子『日本フェミニズム論争史』
- 西川裕子『日本フェミニズム論争史』

- (14) 岸田俊子については、関口すみ子氏の一連の研究を参照。
 関口すみ子「岸田俊『函入娘』考」(『法学志林』一〇九二、二〇二一年)
 同氏「岸田俊『世ノ婦女子二論』考」(『法学志林』一〇九三、二〇二二年)
 同氏「岸田俊『同胞姉妹に告ぐ』考」(『法学志林』一〇九三、二〇二二年)
 同氏「岸田俊子を読み直す——『男尊女卑』に挑む『気節凜乎たる温和柔順の姉妹』——」(『法学志林』一一〇一、二〇二二年)
- (15) 同氏「岸田俊子の表象——『同胞姉妹に告ぐ』という神話——」(『法学志林』一一〇一、二〇二二年)
 関口氏は従来岸田俊子の手になるとされてきたものにつき検討を加え、岸田の作とするには疑義あるものを除いたうえで、岸田の主張内容を明らかにする。関口氏は、岸田の主張はあくまで女子教育の必要性を言うことで、男女同権を要求するものではないと言つ。
- (16) 景山(福田)英子については次を参照。
 村田静子「福田英子」岩波新書、一九五九年
- (17) 戦争への傾斜の中での全日本婦選大会については次を参照。
 西川祐子「戦争への傾斜と翼賛の婦人」(『女性史総合研究会編『日本女性史』第五巻・現代、東京大学出版会、一九八二年)
- (18) 「主婦論争」については次を参照。
 上野千鶴子編『主婦論争を読む』・勁草書房、一九八二年
 日本のウーマン・リブについては次を参照。
 溝口明代・佐伯洋子・三木草子編『資料 日本ウーマン・リブ』・松香堂、一九九二—一九九五年
- (19) アグネス論争については次を参照。
 「アグネス論争」を愉しむ会『アグネス論争』を読む』JICC出版局、一九八八年
 アグネス論争に関して言えば、もし男性の最も歓迎する女性、つまり愛らしく、一生懸命であり、しかし男性に脅威を

覚えさせるような言動は一切ない女性」アグネス・チャン、その枠からはみ出す女性」中野翠、林真理子との間の論争と見ると、また異なる局面が見えてくると思われる。

(20) 母性保護論争については次による。また本文中に示すページは当文献のページである。

香内信子編集／解説『資料 母性保護論争』ドメス出版、一九八四年

(21) 「前稿」六九七 六九八頁

(22) 前掲注(8) 中山著一九八頁参照。

また「差異」と「平等」の問題についてアメリカの議論状況はよく紹介される。例えば小久見氏の一連の研究が挙げられる。

小久見祥恵「差異と平等——マーサ・ミノウの理論を手がかりに」(『同志社法学』五六 一、二〇〇四年)

同氏「関係的権利論による家族関係の再構成——マーサ・ミノウの議論を中心に」(『同志社法学』五七 三、二〇〇五年)

同氏「差異」と「平等」のジレンマに対する平等論のアプローチ——D・コーネルの理論を手がかりに」(『同志社法学』六〇 二一、二〇〇八年)

日本国憲法第一四条の「平等」についても、この差異か平等かの観点からの検討の重要性が指摘されている。

辻村みよ子『ジェンダーと法』第五章、下巻書房、二〇〇五年

(23) 「前稿」七〇〇頁

野崎氏は公私二元論、リベラリズム、そして家族のあり方からこの問題を論じている。

野崎綾子『正義・家族・法の構造変換』第一部、勁草書房、二〇〇三年

(24) 辻村みよ子「家族・国家・ジェンダーをめぐる比較憲法的考察」(『ジェンダー法・政策研究叢書第六巻 水野紀子編 家族』東北大学出版会、二〇〇六年) 三三頁

(25) 水野紀子「家族法とジェンダー」前掲注(24) 著所収、七五 七六頁

ただ水野氏は国家による家庭の弱者保護を積極的に進めるべきとの立場である。水野氏については次も参照。

(26) 水野紀子「公権力による家族への介入」(同氏編『社会法制・家族法制における国家の介入』有斐閣、二〇一三年)
「前稿」七〇一頁

補記

二〇一二年六月二十九日に開催された名城大学法学部と台湾大学法律学院間の交流研究会(テーマは「『個』と国家」)において、筆者は「日本の母性保護論争について」と題する報告を行なった。本稿はその際の報告原稿に加筆したものである。なおこの研究会でのもう一つの報告、顔厥安「法概念と自然主義」は『名城法学』六三三に掲載されている。